

栃木県立学悠館高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画（通信制）

1 組織的な対応に向けて

(1) いじめ防止対策委員会…いじめ問題の未然防止・早期発見のための「いじめ未然防止・早期発見に係わる委員会」《年2回開催》

①委 員

校長、教頭3、主幹教諭2、教務主任（定・通）、生徒指導主事（定・通）、相談部主任、学習部主任（定・通）、年次主任（定・通）、養護教諭、スクールカウンセラー、学校評議員（PTA会長）

※その他必要に応じて招集

②実施する取り組み

ア 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・ 全体指導計画の実施状況の把握と改善
- ・ 集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制の評価
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 要配慮生徒への支援方針決定 等

イ 早期発見対策

- ・ いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析共有
- ・ 情報交換による生徒の状況の把握と情報の共有 等

③取り組みの改善

本委員会において、「栃木県立学悠館高等学校いじめ防止基本方針」を始めとした、いじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取り組みが実効あるものとなるよう改善を図る。

(2) いじめ対策委員会（通信制）…いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応のための「いじめ認知時の対応に係わる委員会」《随時開催》

※「いじめ」によることが疑われる不登校→「重大事態」としての対応

①委 員

教頭、生徒部長、年次主任4、当該HR担任、養護教諭、相談係長

※その他必要に応じて招集

②実施する取り組み

ア 調査方針、分担等の決定

- ・ 目的の明確化
- ・ 行動の優先順位の決定
- ・ 関係のある生徒への事実関係の聴取
- ・ 緊急アンケートの実施
- ・ 保護者への連絡（複数の教員で、丁寧に対応する）
- ・ 県教育委員会への報告
- ・ 関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等） 等

イ 指導方針の決定、指導体制の確立

- ・ 学校、年次、HRへの指導、支援
- ・ 被害者、加害者等への指導、支援
- ・ 観衆、傍観者等への指導、支援
- ・ 保護者との連携
- ・ 県教育委員会との連携
- ・ 関係機関との連携
- ・ 地域との連携 等

(3) 校内研修

①いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。

②いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

○学校組織としてのいじめの問題への取り組みについての評価を年1回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

(2) いじめの起こらない学校づくり

○道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置づけて、組織的かつ計画的な指導に努める。

ア 学業指導の充実

- ・ 「帰属意識の高いHR」「規範意識の高いHR」「互いに高め合えるHR」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・ 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

イ 道德教育の充実

- ・ 道德教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道德性を育成する。
- ・ 「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道德性を育成する。
- ・ 生徒が自主的にいじめについて考える活動に取り組む。
- ・ 生徒に、いじめを止めさせる行動の重要性を理解させるよう努める。

ウ 特別活動の充実

- ・ 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・ 生命や自然を大切にすることや他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ・ 生徒会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、生徒同士で悩みを相談し合うなど、生徒の主体的な活動を推進する。

エ 人権が守られた学校づくりの推進

- ・ 生徒一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通して指導する。
- ・ 自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・ いじめをさせないという人権に配慮したHRの雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

オ 保護者・地域との連携

- ・ P T A・悠友会役員・理事、保護者に対して、「学校いじめ防止基本方針」について周知する。
- ・ 学校のホームページを通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
- ・ 学校評価を活用する等、「学校組織としてのいじめの問題への取り組み」について、改善を図る。

(3)指導上の留意点

- ①「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。
- ②発達障害を含む障害のある生徒に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。

(4)ネットいじめへの対応

- ①全校集会や部集会・HR・教科（授業）等を活用し、生徒一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報やむやみに掲載しないこと。
 - イ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
 - ウ 有害サイトにアクセスしないこと。
- ②家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう、リーフレット等を配布して啓発に努める。

3 いじめの早期発見に向けて

(1)早期発見のための認識

- ①いじめであるか否かの判断は、組織的に行う。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。背景にある事情や被害性にも留意する。
- ②日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2)早期発見のための手立て

- ①生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるよう配慮する。相談室だよりの発行、相談部職員・スクールカウンセラーによる相談室の開放等。
- ②必要に応じて「年次による情報交換会」を行い、気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ③担任による生徒面談の実施、観察・見守り、および全教職員による授業等での観察・見守りを通し早期発見に役立てる。

- ④スクールカウンセラーが生徒から相談を受けた場合、その生徒の担任および相談部職員、養護教諭を交えて情報を共有し、問題の解決に当たる。
- ⑤生徒が安心していじめを訴えることができる「安全安心サポート調査」を実施する。
- ⑥保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。相談室だよりの発行、電話相談・子育て情報交換会の実施等。
- ⑦生徒、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。また、いじめに悩んだときの相談方法について、リーフレット等を作成配布し、周知する。
- ⑧警察署と連携した学校出前相談「あしたのルーム」の開催により、早期発見に役立てる。
- ⑨いじめ防止対策委員会は、集められた情報の集約と共有化を図り、早期対応につながるよう努める。

4 いじめの解消に向けて

(1) 早期解決のための認識

- ①いじめられた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ②いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- ③状況に応じて、「いじめ」という言葉を使わない対応も可能だが、法が定義するいじめに該当するならば、「いじめ」として対処する。

(2) 早期解決のための対応

- いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係わる委員会）が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

(3) 生徒・保護者への支援

- ①いじめられている生徒の保護者及びいじめている生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係わる情報を共有する。
- ②双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- ④いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ⑤いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- ⑥いじめた生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。

(4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ①いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ②はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ③いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

(5) ネットいじめへの対応

- ①ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有すると共に、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ②生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 警察との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

(7) いじめの解消の要件

- ①いじめに係る行為が相当の期間（最低3ヶ月）止んでいること。この期間が経過するまでは、いじめられた生徒・いじめた生徒の様子を注視する。
- ②いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。生徒及び保護者に対して、面談等で確認する。

(8) 解決後の継続的な指導・援助に向けて

- ①単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- ②双方の生徒及び周りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

【重大事態の意味】

ア)「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時には、早急に対応し、報告・調査等に当たる。

- (1) 県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係わる委員会）が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (4) いじめられた生徒やその保護者及びいじめた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ防止対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。